

議案第56号

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年3月17日提出

船橋市長 松 戸 徹

船橋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市病院事業の設置等に関する条例（昭和58年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考5中「他の病院（」の次に「一般病床を有する」を加え、「同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数が400以上であるものに限る」を「一般病床の数が200未満であるものを除く」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

保険医療機関及び保険医療費担当規則等の一部改正に伴い、紹介済患者再診加算料について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。